特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課、徴収等に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、県税の賦課、徴収又は調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	－

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和8年10月9日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課、徴収等に関する事務
②事務の概要	・地方税法その他の地方税に関する法律及び神奈川県県税条例等に基づき、県税の賦課徴収及び調査に関する事務を行っている。 ①課税事務：納税者からの申告、届出等に基づき税額等を決定 ②減免事務：納税者からの申請に基づき税額を減免 ③収納管理事務：納税者からの納付額を課税額と照合 ④還付事務：納税者からの過誤納金を還付 ⑤納税証明事務：申請に基づき納税証明書を交付 ⑥徴収事務：滞納者に対し、滞納処分等を実施 ・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る次の事務に使用する。 ⑴納税者からの提出書類等（関係機関からの情報を含む。）に記載された個人情報の確認 ⑵賦課徴収に当たっての個人情報の確認（納税通知書等の返戻調査を含む。） ⑶各種書類やデータの名寄せ・突合（納付状況の確認を含む。） ⑷情報提供ネットワークシステムを利用した減免適用要件の確認 ⑸⑷のほか他団体との情報連携
③システムの名称	税務システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム（eLTAX）、eLTAX通知等電子配信システム（通知IFS）、地方税外部連携システム、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)システム

2. 特定個人情報ファイル名
税務システム名簿マスタファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表24の項及び133の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表49の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県総務局財政部税務指導課
②所属長の役職名	税務指導課長

6. 他の評価実施機関
-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は　総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通１ 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2350(税務指導課)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通１ 電話 045-210-2350

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[　]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を本人または代理人から入手する際は、本人確認の措置の際に提示された個人番号カード、通知カード等の書類を確認することにより、特定個人情報入手の段階において、その正確性を確保している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	神奈川県総務局財政部課税課	神奈川県総務局財政部税務指導課	事後	組織再編
平成28年4月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長　尾埼美貴江	税務指導課長　尾埼美貴江	事後	人事異動
平成28年4月1日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神奈川県政策局情報企画部情報公開課　又は総務局財政部課税課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3718(情報公開課)又は2326(課税課)	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課又は　総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3718(情報公開広聴課)又は2326(税務指導課)	事後	組織再編
平成28年4月1日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	神奈川県総務局財政部課税課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-2326	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-2326	事後	組織再編
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成26年3月31日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成26年6月1日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課又は　総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3718(情報公開広聴課)又は2326(税務指導課)	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課又は　総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2352(税務指導課)	事後	組織再編
平成29年6月30日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-2326	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-285-0818	事後	組織再編
平成29年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年6月30日時点	平成29年3月31日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年3月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	―	税務指導課長	事後	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 1．提出する特定個人情報保護評価書の種類	―	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 2．特定個人情報の入手	―	十分である	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 3．特定個人情報の使用	―	十分である 十分である	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	―	十分である	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 5．特定個人情報の提供移転	―	十分である	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 6．情報提供ネットワークとの接続	―	[〇]接続しない（提供） 十分である	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 7．特定個人情報の保管・消去	―	十分である	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 8．監査	―	[〇]自己点検　[〇]内部監査　[　]外部監査	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策 9．従業者に対する教育・啓発	―	十分に行っている	事後	新様式への変更
令和2年1月9日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の16の項及び89の項	番号法第9条第1項　別表第一の16の項及び99の項	事後	根拠法令の施行
令和2年1月9日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課 又は　総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2352(税務指導課)	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は 総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2352(税務指導課)	事後	組織再編
令和2年10月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月13日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務電算システム	税務システム	事後	名称の変更
令和3年10月13日	Ⅰ　関連情報 2．特定個人情報ファイル名	税務電算システム名簿マスタファイル	税務システム名簿マスタファイル	事後	名称の変更
令和3年10月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正
令和3年10月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正
令和3年10月13日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二の28の項	番号法第19条第8号　別表第二の28の項	事後	根拠法令の施行
令和4年7月8日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2352(税務指導課)	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2326(税務指導課)	事後	組織再編
令和4年7月8日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-285-0818	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-2326	事後	組織再編
令和4年7月8日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2326(税務指導課)	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課　又は総務局財政部税務指導課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111　内線3720(情報公開広聴課)又は2350(税務指導課)	事後	組織再編
令和6年6月4日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-2326	神奈川県総務局財政部税務指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-2350	事後	組織再編

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月4日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 　法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の16の項及び99の項	番号利用法別表24の項及び133の項	事後	根拠法の改正
令和7年7月15日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の28の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	事後	根拠法の改正
令和7年7月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅳ リスク対策 8．人手を介在させる作業	―	十分である	事後	新項目の追記
令和7年7月15日	Ⅳ リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	―	全項目評価または重点項目評価を実施する	事後	新項目の追記
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 1．③システムの名称	税務システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム（eLTAX）、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)システム	税務システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム（eLTAX）、eLTAX通知等電子配信システム（通知IFS）、地方税外部連携システム、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)システム	事前	eLTAX通知等電子配信システム（通知IFS）、地方税外部連携システムを追加
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和7年3月31日時点	令和8年3月31日時点	事後	時点修正
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和7年3月31日時点	令和8年3月31日時点	事後	時点修正